

都道府県における公共調達改革に係る先進事例一覧

資料4

(本事例は、全国知事会HP先進政策バンクによる)

H19.6.11現在

整理番号	団体	事例	内容
1	山形県	公共調達改革計画(工程表)の策定について	<p>本県では、全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針」に、本県独自の取り組みを加えた「山形県公共調達改革計画」を平成19年3月14日に決定し、推進していくこととしました。(特に記述のないものは、平成19年4月から実施。)</p> <p>官製談合の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員倫理の保持について、通知により留意すべき事項を規定していましたが、倫理規程の整備、コンプライアンスのための委員会の設置について、課題整理・検討を踏まえ、平成19年度上半期中に実施します。 ・人事担当課を窓口とする内部通報制度に、平成19年度早期に公益通報外部窓口を設置します。 ・企業への再就職等について、職員に対し注意を喚起していましたが、再就職等に関する要綱を制定し、課長級以上の職員について、関連民間企業(退職前5年間)への再就職を退職後2年間制限します。 ・入札監視委員会の審議概要をホームページで公表しています。 <p>談合を防止する入札制度の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1千万円以上の建設工事は、実質、条件付一般競争入札を実施していましたが、平成19年4月から、1千万円未満250万円超について、条件付一般競争入札を一部実施し、平成20年1月から、原則、全面实施します。 ・総合評価方式は、平成16年度から試行導入していましたが、より簡易な方法による総合評価方式を実施し、更に拡大します。 ・建設工事及び建設工事関連業務における電子入札は、平成18年度から全面導入しています。 ・建設工事及び建設工事関連業務の落札率を契約方式別に4半期毎にホームページで公表していましたが、個々の建設工事入札結果も平成19年3月から公表しました。 ・集中調達物品の落札率を契約方式別に毎月ホームページで公表していましたが、集中調達以外の物品、建設工事関連以外の業務についても、落札率を契約方式別に4半期毎に公表します。 ・指名停止期間は、県発注案件で12か月以上としていましたが、県内の市町村・国等の発注案件についても12か月以上に拡大します。 ・違約金特約額は、現行の10%から20%に引き上げます。 ・談合情報は、公正取引委員会へ逐次通報していましたが、談合防止のため、警察本部とも連携します。 ・建設工事において地域要件を設定する際は、応札可能者を原則20者以上とします。 ・予定価格160万円超の物品調達、250万円超の印刷物製造請負に、原則条件付一般競争入札を拡大します。 ・建設工事関連以外の業務委託について、導入分野等の課題整理・検討、方針の決定のうえ、平成20年4月から、業務委託全般について、条件付一般競争入札の導入分野を拡大します。 ・建設工事関連業務委託について、プロポーザル方式の拡大などを含む導入分野等の課題整理・検討、方針の決定のうえ、平成20年4月から拡大します。 ・入札事務専担組織設置について、平成19年度中に課題整理・検討のうえ、方針を決定します。

整理番号	団体	事例	内容
1	山形県	公共調達改革計画(工程表)の策定について	<p>・予定価格1億円以上の工事で談合情報があった場合の調査のための随時開催など、入札監視委員会における調査審議機能を充実します。</p> <p>建設業界の談合体質の一掃</p> <p>・地域の建設業団体に対して、平成19年1月に、談合との訣別とコンプライアンスの定着等について、要請活動を行いました。</p> <p>建設業の構造改善</p> <p>・これまで、技術力を重視した入札制度、新工法・新技術の開発支援などの技術力向上を評価する環境づくりや、新分野進出支援、合併促進の優遇策を実施しており、引続き支援します。</p> <p>山形県独自方針</p> <p>・建設工事関連業務委託について、指名理由書における総合的評価の基準を設定します。</p> <p>・集中調達以外の物品調達及び建設工事関連以外の業務委託について、機種選定委員会の設置義務化・様式等の統一(予定価格200万円以上)、指名業者選定経緯書の作成、1者随意契約の理由書様式の統一を行います。</p> <p>・平成17年6月から本庁において物品電子調達制度を実施していましたが、出先機関における物品電子調達制度の導入・体制整備に向けた契約事務のBPRを実施し、平成20年4月から、4総合支庁への物品電子調達システムを導入します。</p> <p>・予定価格250万円超の印刷物製造請負において予定価格を事前公表します。</p>
2	宮城県	建設工事に係る入札・契約制度の改善施策	<p>一般競争の拡大 一般競争入札の適用範囲を1億円以上から1千万円以上に拡大した。(平成13年度)</p> <p>総合評価落札方式の導入 技術的工夫の余地がある工事について、価格及び品質が総合的に優れた者と契約することにより、工事の品質確保を促進するため、平成18年度から総合評価落札方式を導入した。平成18年4月から「簡易型」を、同年10月からは「標準型」及び「高度型」を導入した。</p> <p>電子入札の導入 平成17年10月から一般競争入札の一部に導入。平成19年度からは全面(一般競争、指名競争、随意契約)適用予定。</p> <p>談合に対するペナルティ 平成13年度から指名停止期間を最大期間(24月)にしているとともに、談合違約金(20%)の条項を契約書に規定している。</p> <p>予定価格等 一般競争入札においては予定価格の事前公表を行うとともに(平成13年度)、調査基準価格を設定している。なお、平成19年度からは指名競争入札においても予定価格事前公表を実施する予定。</p> <p>競争性の向上と地域条件(地元業者限定)の関係 入札の公正性・競争性を確保することが前提となるが、地元企業の育成や雇用の確保など地域経済に与える影響を考慮し、地元企業で施工可能な工事であり、かつ競争性が確保できる場合には、地域要件を付すこととしている。</p> <p>議会の関与 条例に基づき予定価格5億円以上は議決案件であり、「県議会に対する工事請負に係る情報提供の取扱方針」により、3億円以上5億円未満については、契約締結後に議会の常任委員会に報告している。</p> <p>コンプライアンス 入札契約情報については「入札・契約情報管理マニュアル」に基づき情報管理を行うとともに、第三者からの働きかけがあった場合には「契約業務等に関する働きかけへの対応要領」に基づき対応することとしている。</p>

整理番号	団体	事例	内容
3	埼玉県	職員の民間企業への再就職等の取扱いについて	<p>1 趣旨 (1) 基本的には職員の経験・能力を定年退職後も再任用の職を確保し、活用することとする。 (2) 職員が民間企業に再就職する場合には、公務の公正性に対する県民の信頼を損なうことのないよう、取扱いを定める。</p> <p>2 再就職についての取扱い (1) 再就職の禁止(課長級以上の職員) 退職前5年間に担当していた職務と密接な関係にある民間企業については、退職後2年間、再就職を禁止 (2) 県への営業活動の禁止(副課長級以下の職員) 退職前5年間に担当していた職務と密接な関係にある民間企業へ再就職した場合については、退職後2年間、県への営業活動を禁止 誓約書を提出 (3) 禁止事項に違反した場合の取扱い 違反した企業については、契約の指名を一定期間見送り (4) 再就職状況の公表 退職後2年以内の課長級以上の職員について実施 (5) 適用時期 副部長級以上の職員は平成17年度末退職者から (17年度は再就職を禁止する期間を原則として1年間とする) 課長級以下の職員は平成18年度退職者から</p>
		埼玉県電子入札共同システム(物品等)の円滑運用	<p>インターネットを介して入札等を行い、契約予定業者を選定する「埼玉県電子入札共同システム(物品等)」を平成18年6月から全庁導入し、入札等の競争性、公正性、透明性の向上及び事務の効率化を図った。</p> <p>埼玉県の運用の特徴 1 対象案件・対象業務が広く利便性が高い 1件10万円以上の随意契約から競争入札まで対象にしている。 物品調達・印刷の請負及び建築物管理業務、電子計算業務等の業務委託や物品の賃貸等にも利用可能である。 2 実施機関が多い 知事部局、教育局、警察本部、病院局、企業局、行政委員会の事務局等、本庁から地域機関まで実施している(計496課所)。 平成18年度電子入札運用実績(平成18年11月30日現在) 実施件数: 593件 契約金額: 12億4191万円</p> <p>電子入札の効果 1 入札・見積結果をインターネットで情報公開することにより、業者選定の透明性が高まった。 2 入札参加者が増加し、競争性が高まった。 3 オープンカウンタ(公開型見積合わせ)を導入することにより、新規参入が容易となり、公平性が高まった。また、業者選定等が不要となり、事務が効率化した。 4 業者にとって、経費や労力の節減ができ、利便性が向上した。</p>
4	千葉県	市町村への働きかけ	<p>市町村に対しても、市長会、町村会をとおして、全国知事会の指針、県の工程表を参考に、公共調達の改革を進めることを要請した。 市長会でも独自の指針を作成するための、プロジェクトチームを設置した。</p>
		随意契約の見直し	<p>本県では、千葉県行財政システム改革行動計画(平成17年度～20年度)を平成17年10月に策定し、柱のひとつである「県庁経営改革」のなかで、改革事項として「入札・契約制度の改善」をあげ、「随意契約の見直し」を個別取組事項としました。 この随意契約の見直しでは、地方自治法施行令第167条の2に基づき随意契約で行われている業務委託契約については、随意契約の理由、当該サービスを提供する企業等の存在を精査し、競争入札への転換を進めることとしています。</p>

整理番号	団体	事例	内容
4	千葉県	随意契約の見直し	<p>1 随意契約見直しの概要 全庁(公営企業等含む。)を挙げて、平成17年度に随意契約をしたもののうち、工事又は製造の請負で契約金額が250万円以上のもの、委託等で契約金額が100万円以上のものを対象に「千葉県随意契約見直しに関する連絡会議」を設置し、実態調査を行い、その結果を基に随意契約の内容について見直しを行いました。</p> <p>2 随意契約見直しの今後の取組 契約に係る情報の公表 随意契約を締結したときは、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額、随意契約によることとした施行令の根拠、随意契約によることとした理由、その他必要と認められる事項について、ホームページで公表します。 検査及び指導の強化 検査及び指導を行うに当たっては、随意契約に重点をおいた検査及び指導を実施します。 契約に関する統計調査 競争入札における契約金額及び件数などや随意契約について、今後も継続的に調査を行います。</p>
5	神奈川県	事故・不祥事防止対策	<p>業務全般にわたって職員一人ひとりにまで徹底した点検を課すとともに、意識啓発の職場研修を毎年度実施しているほか、次の3つの取組みにより事故・不祥事防止対策の強化を図っている。</p> <p>神奈川県職員行動指針 職員の倫理意識を高めるため、「職員行動指針」を平成16年4月に策定。その内容は、禁止事項を並べた「べからず集」とはせず、高い倫理観を職員に求めるものとしている。</p> <p>県職員等内部通報制度 公益通報者保護法の施行に先駆け、平成17年4月から内部通報制度を運用。外部の弁護士も通報窓口とし、制度全体にこの弁護士のチェックが働く仕組みとするとともに、受けた通報の概要を公表している。</p> <p>外部からの不当な働きかけへの対応 職員が外部から不当な働きかけを受けた場合に、職員個人が抱え込んで、不祥事に至ることのないよう報告を義務付け、記録、公表する制度を平成18年4月から運用している。</p> <p>こうした取組みの連携を図り、組織の内・外、どちらに起因するものであっても、不正行為の動きが生ずれば、外部の弁護士のチェックが働くシステムとしている。</p>
		公共工事の入札・契約制度改革	<p>平成18年4月 250万円を超える工事件件は、条件付き一般競争入札を原則とする新たな入札制度「かながわ方式」を導入。導入当初は5千万円以上の工事に適用。</p> <p>1 地域要件と競争性の確保 県内企業優先とし、工事金額に応じて、入札参加可能者数が指名競争入札における参加者数の約3倍の30～50者になるように条件を設定。</p> <p>2 不良・不適格業者の徹底排除 ・ペナルティ - を強化し、談合等は、指名停止期間24か月。 ・設計金額の事前公表を廃止し、積算能力のない業者を排除。 ・新たに営業所(本店・支店)の現地調査を行い、指導事項について改善しない業者に対し、入札に参加させない措置。</p> <p>3 建設業者の健全育成 ・最低制限価格制度を継続するとともに、適用範囲を250万円超の入札案件に拡大、案件ごとに最低制限価格率を設定。 ・優良工事施工業者・社会活動貢献企業を参加条件とする入札案件を設定。</p> <p>4 入札・契約事務の効率化 ・条件付き一般競争入札に電子入札システムを導入。入札参加資格審査は事前審査から事後審査へ。 平成19年2月 工期等を考慮し、可能なものから5千万円未満の工事にも、「かながわ方式」を適用。 平成19年4月 指名競争入札を廃止し、250万円を超える工事件件について「かながわ方式」を全面实施。</p>

整理番号	団体	事例	内容
6	岐阜県	公共工事に関する入札契約制度の見直し	<p>一般競争入札の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から、一般競争入札の適用範囲を2億円以上から1千万円以上に拡大。 ただし、1千万円以上1億円未満は一部導入、1億円以上は全面導入とし、平成19年度は件数ベースで全体の約2割まで拡大予定としている。 平成13年4月から、指名競争入札の指名業者数を20者以上(土木A等級工事)に拡大した。 <p>工事の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から、低入札価格調査制度の数値的失格判断基準を土木工事で導入した。 <p>事務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から、一般競争入札を事後審査方式とするとともに、入札公告の共通化、入札説明書の廃止等により事務量の軽減を図った。 <p>総合評価落札方式の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から、工事の品質確保を促進するため、価格と技術力を評価する総合評価落札方式を導入した。 平成19年4月からは「簡易型」及び「技術提案型」を100件程度まで拡充する。 <p>電子入札の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年12月から一部導入し、平成16年5月からは工事・委託業務とも全面導入した。 <p>談合に対するペナルティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年6月から、入札参加停止において県内県外といった地域区分を廃止するとともに悪質な場合は24月の停止期間を適用可能とする等、不正行為等のペナルティを強化した。 平成19年度から、談合違約金(20%)の条項を契約約款に規定した。 <p>入札契約情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年度から、予定価格の事前公表を行っている。 平成13年度から、入札情報サービスによるインターネット公表を開始した。 平成17年度から、公表対象を250万円超から500万円超に拡大した。 低入札価格調査の結果の概要を公表した。 平成18年11月から、随意契約説明書を公表している。 <p>競争性の向上と地域要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から、地域産業の受注機会を確保しつつ、競争性を確保するため、対象工事に必要な施工実績、地域要件等を定める「一般競争入札発注基準」を定め公表した。 <p>談合情報の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成5年度から、談合情報の調査検証を行うための組織として、外部委員で構成する「入札制度運営調査委員会」を設置している。 平成6年度から、県警本部との覚書に基づき、談合情報の詳細について提供している。 平成12年度から、上記委員会において談合事実が確認できない場合であっても、契約の妥当性について審議している。
7	三重県	<p>一定の公職にある者等からの要望等に関する取扱要領の制定</p> <p>物件調達における入札契約制度改革</p>	<p>三重県議会議員の政治倫理に関する条例に対応し、その実効性を担保するため、また、官製談合をはじめとする昨今の地方公共団体の不祥事等により、県がおかれている状況も鑑み、県政運営の公平性、透明性を高め、県民の県政に対する信頼性の確保を図るため、「一定の公職にある者等からの要望等に関する取扱要領」を定め、12月26日から実施することとしました。</p> <p>この要領に基づく一定の公職者等からの要望等の取り扱いについては、今後、広報や県ホームページを通じて、広くお知らせするとともに、職員に対しては、説明会や研修等を通じて取り扱いの統一と徹底を図ることとしています。</p> <p>本県の物件調達においては、すでに原則一般競争入札を導入しているところであるが、さらに公正性・透明性・競争性が確保された入札契約制度を確立するため、平成19年度から次のとおり入札契約制度改革を行う。(可能なものは、平成18年度中から試行実施する。)</p> <p>1 物件等地域調達型電子入札システムの導入による一般競争入札の大幅拡大</p> <p>現在少額随意契約を対象に運用している電子見積システムを物件等地域調達型電子入札システムに発展拡大し、地方自治法施行令167条の2第1項第1号で随意契約を許された案件を含め、極めて少額な案件以外は原則全て一般競争入札に移行する。</p>

整理番号	団体	事例	内容
7	三重県	物件調達における入札契約制度改革	<p>2 公正性・透明性・競争性を前提とした地域調達型一般競争入札の導入 一般競争入札の対象となる一定額以下の案件について、公正性・透明性・競争性の確保を前提として、地域要件を付した地域調達型一般競争入札を導入する。</p> <p>3 大規模案件への総合評価一般競争入札の導入 品質や社会貢献度などを重視する必要がある施設管理業務等の大規模案件(WTO案件など)について、総合評価一般競争入札を可能なものから順次導入する。</p> <p>4 入札参加資格者名簿の廃止 入札参加資格者名簿を廃止し、入札の都度資格審査を行う方式とすることにより、事業者の入札参加機会を増し、競争性の確保を図る。また、発注者側の安易な指名競争入札も防止する。</p> <p>5 入札参加資格の事後審査方式の導入 一般競争入札の拡大等により事業者発注者双方の事務負担が増大することが予想されることから、落札候補者に対してのみ入札参加資格審査を行う入札参加資格の事後審査方式を導入し、事務負担の軽減を図る。</p>
		公共調達・公共工事における入札契約制度改革	<p>1 公共工事をめぐる現状 公共工事をめぐる状況を背景として、全国知事会により取りまとめられた『都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)』に基づき、公正な競争性、透明性を確保し、談合防止に向けた入札契約制度の改善に取り組むために、平成19年度の入札契約制度改革を次のとおりおこないます。</p> <p>2 改正内容 (1)一般競争入札の拡大(平成19年4月1日適用) 条件付き一般競争入札を全ての建設工事に適用することとし、指名競争入札は原則廃止します。 ただし、緊急性を要する工事に限り指名競争入札の適用ができることとします。 緊急性を要する工事とは、公共施設の損傷復旧工事などで、放置すれば県民の生活に重大な支障をきたすおそれのある工事とします。 参加資格要件の設定にあたっては、地域の建設業者は災害が発生した場合の緊急出動等地域に果たす役割も大きいことから、地域産業の育成の観点にも配慮しつつ競争性の確保を図るため、工事実績、配置技術者、地域条件等の項目を設定することとします。 事務の簡素化、手続き期間の短縮のため入札参加申請時の参加資格確認を簡略化し、入札後、落札候補者についてのみ詳細な参加資格要件の有無を確認する事後審査型を導入します。</p> <p>(2)ダンピング対策(平成19年4月1日適用) [発注者側監督業務の強化] 工事実態(コスト)調査(工事施工途中及び完成時)の実施 低入札契約工事について工事費の実態(下請け契約や資材納入)を調査することで、適正な施工の確保と下請けへのしわ寄せ等を防止するとともに、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の検証を行うこととします。 施工体制点検の強化 工事施工における、配置技術者の専任状況や下請け等の施工体制などを確認する『施工体制点検マニュアル』に基づく施工体制点検確認に、『建設工事現場立入調査』を導入し、施工体制確認のさらなる強化をはかり工事施工品質の確保に努めることとします。</p> <p>[受注者施工体制強化] 低入札価格契約工事の施工体制強化。 現行制度で同一年度内に低入札契約2件目となるものに適用していた以下の制度取り扱いを全ての低入札契約工事に適用することとします。 受注者側配置技術者の複数配置 専任の監理(主任)技術者と同等の資格を有した技術者を担当技術者として専任で配置を義務付けします。 契約保証金の引き上げ 契約保証金の額を、請負金額の10%から30%に引き上げます。 総合評価方式における施工体制確認型の試行導入 評価項目に、施工体制台帳の提出を求め現場管理体制や下請け状況等を確認・評価し、工事品質の確保を進めます。</p>

整理番号	団体	事例	内容
7	三重県	公共調達・公共工事における入札契約制度改革	<p>(3) 総合評価方式の拡充(平成19年4月1日適用) 総合評価方式の機能を高めるため制度を拡充します。 評価項目・評価基準の充実 施工体制要件や社会貢献度に関する項目の新設、技術力要件の重点化などにより、総合評価方式の充実を図ります。 施工体制確認型の試行導入 評価項目において、施工体制台帳の提出を求め現場管理体制や下請け状況等を確認・評価し、工物品質の確保を進めます。 県土整備部所管の技術提案審査業務については、試行的に専門組織として入札管理室を設置する事により、業務の効率化を図ることとします。</p> <p>(4) 電子入札の拡大(平成19年4月1日適用) 除草等業務委託の発注に適用を拡大します。 平成19年度から、入札情報サービスで電子図面の一部提供を開始します。</p> <p>(5) ペナルティの強化(平成19年4月1日適用) 談合等不正行為の防止を目的としてペナルティの強化を行います。 談合行為等に係る賠償金の引き上げ。 現行の10%を20%に、特に悪質な場合は15%を30%に引き上げることとします。 談合行為の再発に係る資格(指名)停止措置期間を強化。 指名停止措置後、同事業を再度繰り返した場合に加重しているところですが、再発全てに加重を適用します(最長24ヶ月)。</p>
8	大阪府	大阪府電子調達システムの「マスク機能」 契約業務における暴力団等排除システムの運営	<p>大阪府電子調達システムは、公共工事等の入札・契約事務において、透明性・客観性、競争性の一層の向上を図るため、入札から開札するまでの間、業者の参加状況や、入札に関する情報が業者だけでなく、職員にも見えない仕組みを有しており、この仕組みを「マスク機能」と呼んでいます。 入札参加資格の自動審査(自動審査対象項目について、設定された必要項目を満たしているかを自動的に審査し、結果を入札参加者に随時通知します。) 設計図書の電子配布(入札参加が認められた業者のみが、電子化した設計図書のダウンロードが可能になります。) 問合せ及び回答は画面対応(システムが受信した入札参加者からの質問は、公開画面から入札参加業者全員に開示します。質問メールに、企業が特定できる情報を付加しないように指導しています。) 電子くじの採用(開札で同価格の場合、恣意的でない公平な電子くじ引きを行い、落札者を決定します。)</p> <p>なお、電子入札対象案件では、紙入札との併用は行いません</p> <p>1 契約業務における暴力団等排除システムの整備 (1) 大阪府暴力団等排除対策会議の設置 知事をトップに、副知事、出納長、各部局長等及び警察本部長等を構成員とする全庁を挙げた組織として平成18年4月に設置しました。 所掌事務については次のとおりです。 暴力団等から職員に対する不当な要求や圧力を排除するための全庁統一的な対策の検討に関する事 建設工事等に対する暴力団の介入を防止するための対策の検討に関する事 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外措置及び勧告措置等に関する事 (2) 大阪府暴力団等排除措置要綱の改正 指名除外措置について、従前の建設工事の指名競争入札から暴力団を排除する措置に加えて、あらゆる調達契約の、あらゆる時点で暴力団を排除する措置に拡大し、平成18年4月から施行しました。</p> <p>2 暴力団等排除対策の主な内容 (1) 平成18年3月31日、府契約局長と府警本部長との間で締結した「合意書」に基づき、暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当するかについての「照会・回答」と併せて、新たに警察からの「通報」制度を確立しました。 (2) 排除の要件として、暴力団員が経営に関与していたり、不正に利益を得るために暴力団員を利用する場合など3項目に、新たに以下の3項目を追加しました。なお、排除した者については府のホームページで公表しています。 ゴルフ、飲酒などの親密な交際、暴力団が主催するパーティーへ出席する等の「社会的に非難されるべき関係」を有している場合 暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する等の業者であると知りながら、その者と下請契約、原材料購入契約等を締結した場合 勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けた場合</p>

整理番号	団体	事例	内容
8	大阪府	契約業務における暴力団等排除システムの運営	<p>(3) 排除対象業務を、従前の建設工事から、建設コンサルタント、委託業務、物品購入のほかあらゆる調達契約に拡大するとともに、排除対象契約方式についても従前の指名競争入札から、一般競争入札、随意契約にまで拡大しました。</p> <p>(4) 指名除外者の下請禁止及び府の契約相手が指名除外措置を受けた場合の契約の解除、違約金の徴収について、契約約款に規定しました。</p> <p>3 不当要求排除対策の主な内容</p> <p>(1) 府の契約相手が不当要求を受けた場合に、発注者への「報告」及び警察署への「届出」の義務を新設しました。 併せて、「報告」「届出」がない場合には、指名停止措置(1～3ヶ月)をすることをしています。</p> <p>(2) 地域連絡会の新設 府の契約からの暴力団排除対策、及び職員に対する暴力団等からの不当要求の排除対策を目的として、新たに出先機関と警察署が密接に連携するために「地域連絡会」を、平成19年4月1日から府内8カ所に新設します。</p> <p>4 暴力団排除システムの運用状況 不当要求排除の啓発ポスターやチラシの作成・配布 府職員に対する主な実践的研修の実施 平成18年9月上旬～11月上旬、合計8回開催し、900名を超える職員が参加。 ・大阪弁護士会(民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会)の弁護士の講演 ・現職警察官が不当要求者に扮して、職員が実際に対応するという実演方式による研修</p>
9	兵庫県	建設工事に係る入札・契約制度の改善取組	<p>本県の入札・契約制度について、公正な契約手続きの促進と品質の確保を図る観点から、平成19年度より所要の改善取組を実施することとするが、その主な項目は次のとおりである。(1月29日時点の主な改革項目)</p> <p>(1) 競争性の促進 一般競争入札の拡充(発注件数の概ね50%) 公正な競争の促進及び入札参加機会の増加を図るため、「公募型一般競争入札」「公募型指名競争入札」を改称)の対象工事金額を引き下げるとともに、「制限付き一般競争入札」を新設し、一般競争入札を拡充する。 公募型一般競争入札 一般土木 2.5億円以上(現行3億円以上) 建築 4.5億円以上(現行5億円以上) 電気・管 2.5億円以上(現行5億円以上) 制限付き一般競争入札(新設) 一般土木 2千万円以上2.5億円未満 建築 1億円以上4.5億円未満 電気・管 2千万円以上2.5億円未満</p> <p>指名企業数の拡大 公正な競争の促進及び入札参加機会の増加を図るため、指名競争入札の指名業者数を拡大する。</p> <p>(2) 監視の強化 入札監視委員会による監視強化 第三者による監視機能の強化を図るため、入札監視委員会に、入札・契約手続の運用及び苦情処理に関する調査・審議に加え、高落札率案件(予定価格の95%以上)の審査、談合情報があったすべての案件の審査事項を付加する。</p> <p>(3) 透明性の確保 入札・契約情報の公表の推進 入札・契約制度の透明性を高めるとともに、発注者の恣意性を排除するため、新たに入札参加資格設定等の決定過程等を公表する。</p> <p>(4) 技術提案を求める入札方式の拡充 工事の品質を確保するため、次の入札方式の拡充を図る。 総合評価落札方式の拡充(倍増) プロポーザル方式の拡充</p>

整理番号	団体	事例	内容
10	岡山県	入札制度等の改革について	<p>岡山県では、全国知事会で策定した「都道府県の公共調達改革に関する指針」に沿って、県が発注する建設工事、業務委託、物品購入等に関する入札・契約制度の改革方策等について検討を行ってきたところだが、この度、その結果を「岡山県入札制度等改革推進計画」として取りまとめた。今後、この計画に従って、具体的な取組を進めていくこととしている。</p> <p>1 コンプライアンスの徹底について (1) 「コンプライアンス委員会」の設置について 職員の倫理の保持、服務規律の徹底を図るための方策について審議を行う場として、外部の有識者を含めた「コンプライアンス委員会」を早急に立ち上げる。 (2) 内部通報制度の整備について 職員の相談や助言・指導を行うため設置している「服務規律アドバイザー」を、平成19年度から独立した通報窓口として活用する。 具体的な運用方針等については、別に定める。</p> <p>2 一般競争入札の拡大について (1) 実施時期及び金額について 平成19年6月から4千万円以上の工事について適用することとし、1千万円以上の工事について、早期の導入を目指す。 (2) 地域要件について 応札可能者が概ね30者以上となるよう、上記(1)の拡大の各実施時期までに設定する。 (3) 低入札価格調査制度について 平成19年6月までに調査基準価格等を見直す。</p> <p>3 総合評価方式の拡充について</p> <p>4 電子入札の拡大について 電子入札については、平成14年4月から導入し、平成16年12月からは全面実施しており、平成19年度から、設計図書の閲覧・配布などについても、電子化を進める。</p> <p>5 物品調達・業務委託の見直しについて 物品調達については平成19年6月から、業務委託については平成19年中に、それぞれ一定の金額を超える契約について、一般競争入札(条件付)へ移行する。 具体的な運用方針等については、別に定める。</p> <p>6 建設業の構造改善について 支援策のさらなる拡充を行う。</p>
11	福岡県	福岡県職員倫理条例・規則の制定、福岡県職員倫理審査会の設置	<p>(目的) 職員の職務の執行の公正さを確保するとともに、県民福祉の増進に奉仕するという職員の意識を高め、もって公務に対する県民の信頼を確保する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>福岡県職員倫理条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年12月に制定、同14年4月に施行。 職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定。 入札に参加しようとする事業者等との職務外での交際を禁止。 福岡県職員倫理審査会の設置。 <p>福岡県職員倫理規則</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県職員倫理審査会の意見を聴いたうえで、職員の職務に係る倫理の保持に必要な事項を規定。 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等とは、自己の費用を負担しても共に飲食、遊技等を行うこと、香典又は供花等を受領することを禁止。 <p>福岡県職員倫理審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> 3名の外部有識者による委員で組織。 職員倫理規則の改廃に関し、知事に対し意見を述べる。 職員が禁止行為を行った疑いがある場合、任命権者に対し調査を行うよう求め、その結果について報告を受ける。 任命権者に対し、倫理保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べる。

整理番号	団体	事例	内容
12	佐賀県	佐賀県公共調達アクションプログラム	<p>(目的/目標) 不正を起さない、起こさせないためのシステムづくり、職員の意識改革を進めることで、談合防止のトップランナーをめざします。</p> <p>(主な特徴) ・全国知事会公共調達改革指針決定の2日後に、アクションプログラムを作成するスピーディな対応 ・指針に盛り込まれた項目について、佐賀県の取組みの基本的な方向性を明示。実施までに検討が必要な項目についても、検討期限を明示することで、確実に改革を推進。 ・公共工事の入札だけでなく、物品調達分野でも指名競争入札を全廃を明らかにし、発注者(県)の裁量を最小化。</p> <p>(主な内容) コンプライアンス関係 ・平成18年度中に、外部有識者からなるコンプライアンス委員会を設置し、職員行動規範などを検討 ・平成19年4月から、職員行動規範の適用、内部通報制度の第三者通報ルートの設置、幹部職員の営利企業への再就職自粛を実施</p> <p>公共工事入札 ・平成19年4月から指名競争入札を全廃、条件付一般競争入札へ完全移行 ・平成19年4月から1億円以上の工事について、総合評価方式を本格導入 ・平成19年度から落札率などの統計データをわかりやすい形で公開</p> <p>物品調達関係 ・平成19年4月から指名競争入札を全廃、条件付一般競争入札へ移行予定</p> <p>建設業の構造改革 ・平成19年度から雇用、商工関係部局と連携した施策を展開</p> <p>(きっかけ/背景) 全国知事会の公共調達改革指針を受け、地方自治体の統治能力に対する信頼回復のために、制度改革を積極的に進める必要があります。</p>
		建設工事入札契約制度の改正	<p>(目的/目標) ・公共工事の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の徹底排除及び工事の適正施工を図るための改善策の実施。</p> <p>(主な特徴) ・条件付一般競争入札を拡大(平成18年10月より特A級・A級対象工事。平成19年4月よりB級・C対象工事)し、全ての建設工事で指名競争入札を廃止 ・さらに、事務改善のため、事後審査型(入札後資格審査方式)を一部導入</p> <p>(主な内容) 事後審査型 入札執行後に落札予定者の入札参加資格審査を行い、資格要件を満たしている者を落札者として決定する方法。 条件付一般競争入札(事後審査型)対象工事 ・土木一式工事(設計価格:2,500万円以上6,000万円未満) ・建築一式工事(設計価格:4,500万円以上2億5,000万円未満) ・舗装(設計価格:2,500万円以上1億円未満) ・電気・管・鋼構造物(1,000万円以上1億円未満) ・造園(設計価格:600万円以上1億円未満) ・その他(設計価格:1億円未満)</p> <p>事前審査型(通常の条件付一般競争入札) ・入札執行前に入札参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者により入札を実施し落札者を決定する方法。</p> <p>(きっかけ/背景) ・県内における談合事件が契機となった。</p> <p>(主な成果) ・談合防止の効果</p>